

平成28年分以降の申告相談にはマイナンバー（個人番号）の記載及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入に伴い、申告書等にマイナンバー（個人番号）の記載が義務付けられ、申告書等を提出する際には法律に定められた本人確認が必要となります。

－本人確認の方法－

本人確認は、本人確認書類（番号確認書類・身元確認書類）により行いますので、あらかじめご用意のうえ持参してください。なお、本人確認書類については下記の「本人確認書類」のとおりです。

- ①本人確認書類の提示でよい場合・・・住民税申告のみの方
※町職員がその場で本人確認を行います。
- ②本人確認書類の写しの添付が必要な場合・・・確定申告が必要な方
※税務署職員が本人確認を行うため、本人確認書類の写しを添付する必要があります。
 - ・原則、本人確認書類の写しをご用意ください。
 - ・写しを用意することが困難な方は申告会場でコピーします。
 - ・確定申告が必要かどうかご不明な場合は、写しをご用意ください。

※家族分を代表して申告する場合は、代表者の身元確認書類と家族それぞれの本人確認書類が必要となります。

本人確認書類

★個人番号カードをお持ちの方

個人番号カードをお持ちの方は、個人番号カードのみで本人確認が可能となります。
（写しをとる場合は、両面をコピーしてください。）
※送付されたカードに顔写真が載っていないものは通知カードですのでご注意ください。

★個人番号カードをお持ちでない方

個人番号カードをお持ちでない方は、『番号確認書類』と『身元確認書類』が必要です。

【番号確認書類】

- ① 「通知カード」
- ② 「住民票の写し（マイナンバーが記載されているもの）」 のうちいずれか1つ

+

【身元確認書類】

「運転免許証」「パスポート」「在留カード」「身体障害者手帳」
などの顔写真付き証明書のうちいずれか1つ

※上記の書類がない場合は、「各種保険証」「年金手帳」「地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書」「児童扶養手当証書」「源泉徴収票」などのうちいずれか2つ